

愛知県医療療育総合センター発達障害研究所公正研究委員会規程

(設置)

第1条 愛知県医療療育総合センター発達障害研究所（以下、「本研究所」という。）に、本研究所における公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るため、最高管理責任者の下に公正研究委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 公正な研究を実施するための教育・啓発活動
- (2) 不正行為及び研究費の不正使用が生じた場合の調査、審理、裁定及び執るべき措置の提案
- (3) 不正行為及び研究費の不正使用を防止するための計画の策定及び実施
- (4) その他公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るために必要な活動

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副所長兼研究企画調整科長
- (2) その他最高管理責任者が指名した者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副所長兼研究企画調整科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(議決方法)

第6条 委員会の会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 会議は、原則として、非公開とする。

(調査委員会)

第7条 委員会の下に調査委員会を置く。

2 調査委員会は、必要に応じて組織する。ただし、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は委員になることができない。

- (1) 公正研究委員長
- (2) 当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）
- (3) その他最高管理責任者が指名する者

3 前項3号に定める者には、告発に係る研究分野の研究者であって、公正研究委員会の委員ではない者を含めなければならない。

4 前項に定める者について、必要な場合には研究所外研究者をもって充てることができる。

5 調査委員会の委員長及び議長は、公正研究委員長とする。

6 調査委員会の委員の過半数は、第2項2号に定める者でなければならない。

附則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月31日から施行する。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。